

第九条の会ヒロシマ

名誉代表 岡本三夫 世話人代表 藤井純子
連絡先 〒734-0015 広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL:070-5052-6580 FAX:082-283-7789(佐々木孝)
E-mail:fujii@jca.apc.org(藤井) URL:http://9-hiroshima.org/
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ 年会費2,000円

第21回許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会 in 広島

—韓国や全国の市民運動に学び、19年の針路を考える—

東北アジア 非核地帯に 向けて！

2/9 (土) 13:30 ~ 16:00

広島弁護士会館 3階ホール
資料代：500円 (学生・障がい者無料)



(詳細は別紙をご覧ください)

講師：高橋博子さん
(名古屋大学大学院法学研究科研究員)

- 報告 韓国から：朱帝俊さん
(朴槿恵退陣非常国民行動・記録委員会)
- 沖縄から：高良鉄美さん
(市民連絡会共同代表・オール沖縄共同代表)
- 北海道から：川原茂雄さん
(戦争させない市民の風・共同代表)

主催：許すな！憲法改悪市民連絡会 広島県9条の会ネットワーク

会報100号 もくじ

- 1 第21回 許すな！憲法改悪全国交流集会のお知らせ …… 藤井純子
- 2 平和創出の誓い…健康で文化的な暮らしを基礎に …… 石口俊一
- 4 専守防衛を破る海上自衛隊呉基地 …… 平賀紳一
- 6 改憲派、電通使い巨大広告宣伝狙う 本間龍講演より …… 浅川泰生
- 12 呉教科書裁判 小西洋裁判長不当判決への反論 …… 山川滋
- 14 ノーニュークス・アジアフォーラム25周年フィリピン参加報告 …… 渡田正弘
- 16 共生考～番外編～ …… 笹川俊春
- 18 会報100号に寄せて 私は私の笛を吹き続ける …… 荒川純太郎
- 19 活動報告 20 お知らせ・後記

2019年、憲法を生かそう 2018年改憲発議はなかった。原発輸出も頓挫した。改憲をはじめ、米軍基地も、原発も望まない平和な暮らしを求める人々の声も国会も無視してきた安倍政権の自滅ではないか。市民は、アベ改憲NO!、憲法を生かそうと3000万人署名の取組みや野党との協力を進め、野党は、共闘の動きを加速し、あらゆる方法で対抗していこうとしている。

第九条の会ヒロシマは、2月と8月の新聞意見広告で、約1200人の方々から、3500筆を超える署名が送られ、声を届けたいと願う新しい人々とのつながりが出来た。年々この一人ひとりの意見表明となる意見広告を続けてきてよかったと、皆様のご協力に心から感謝している。

2020改憲を言い続ける 安倍首相は2019年頭所感でも改憲は打ち出せなかったが、それでも通常国会での自民改憲案の提示、参院選後の発議を狙い、野党共闘を恐れて取り崩しに躍起だ。こんな時、平和的改憲論や立憲的改憲論は危険であり、違いを乗り越え、一致して安倍政権に対抗するために市民の役割があるはずだ。

改憲手続法=国民投票法の資金力に任せたコマーシャルは大きな問題だし、最低投票率の規定がなく、教育者・公務員への不当な規制など不備のままだ。(P6～11)

しかし、憲法審査会でうかつに修正案を出せば改憲派は丸呑みする可能性もあり、野党には安倍自民改憲論議にのらないで、毅然とアベ改憲と対峙してほしい。

どんどん戦争に近づく 日米合同軍事演習は日常化し、辺野古を埋め立て、19年度防衛予算は過去最大。新防衛大綱、中期防を見れば、ヘリ空母を戦闘機F35Bに対応する攻撃型空母に改修し、長距離巡航ミサイルは配備され、アジアからは、敵基地攻撃能力に見えるだろう。(P4～5)

昨年、南北、米朝首脳会談によって朝鮮半島の平和が見えてきた。北朝鮮の金正恩委員長が新年の辞で非核化は自分の強い意思と述べる中で、あの戦争を深く反省し二度と戦争をしないと誓ったはずの日本が、韓国大法院判決を非難するなど、進むべき道に逆行する政府には、もう黙っているわけにはいかない。

2月9日「第21回許すな！憲法改悪市民運動全国交流集会」を広島県9条の会ネットワークが協力して行う。北東アジアの非核化を実現し、19年改憲発議を止め、戦争しない国であり続けるために、韓国や全国の市民運動に学び、主権者として私たちに何が出来るか、しっかり討論するために皆さまのご参加を心よりお願いしたい。(藤井純子)

平和創出の誓い・健康で文化的な暮らしを基礎に —会報 100 号の歩みを踏み台に飛躍を—

石口俊一（広島県 9 条の会ネットワーク事務局長）

1 はじめに

全国各地で熱い思いを抱いている皆さんへ、3 年続きですが、ヒロシマから、憲法の価値を知り、活かそう、そして、この夏には壊憲を跳ね返そうという、新年の呼び掛けをします。

本会報は 100 号ですが、私がファイルしている一番古い会報は「第 14 号・クオアチア MFP 報告特集」(97.5) で少し茶色いですが、「第 20 号」(98.7) はなぜか B5 版で、岡本三夫代表が『ウラン鉱近辺のカナダ先住民、平和式典参加』を書かれています。その後、皆さんもご承知のように、岡本三夫さんは、2004 年 6 月、今で言えばまさに市民連合のような立ち位置で、憲法改悪の阻止を全面的に押し出して参議院選挙に立候補され、大いに善戦されましたが、残念ながら議席を獲得できませんでした。“もし”は禁句ですが、この時に国会の議席を得ていたら、どれだけ全国の護憲活動、様々な分野の草の根の市民運動が力づけられただろうか、市民連合や総がかり運動がもう少しだけ早く実現していたのではないかなどと思ってしまう。

体調を崩された岡本三夫代表が 2013 年 3 月に名誉代表となり、新たな世話人会で動き出しましたが、その岡本代表の最後の原稿は「第 74 号」(2012.6) の『平和創出の誓い（憲法リレートークより）』です。日本国憲法を巡る正念場であり、天下分け目の激突、天王山となる今年の初め、かつ記念すべき 100 号に当たり、先の岡本名誉代表の言葉をタイトルに使わせて頂きました。

2 続きのタイトルについて

日本国憲法 25 条 1 項は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、2 項で国に「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める」ことを義務づけています。

安倍政権は、安保健制に続く憲法 9 条の壊憲を進めようとするだけでなく、莫大な費用をかけてアメリカから軍事兵器等を購入し、防衛費の増大には全く歯止めのない状況の中で、暮らしの分野での切り下げはどんどん進めています。

たとえば、生活保護制度の根幹である基準額の切り下げや、老齢年金の全国一律の切り下げ、現に障害年金を受給してい

る多くの人の打ち切り（さすがに反対の声が多くて撤回しましたが）、保険料だけは少ない年金から天引きしながら、ジワジワと支援制度を切り下げ公的責任を放棄している介護保険、「働き方改革」と称しながら、過労死の防止に役立たない労働法制。

一方、世論の声に押されて動き出した、乳幼児の保育の無償化、返還無用の学生の奨学金制度ですが、子ども何人に保育士が何人必要などの保育条件のグレードアップや保育士の待遇改善などは脇に置かれ（子どもの豊かな成長という視点が欠けている）、無償の奨学金の対象となる学生を限定するなど、少子化だ、大変だなどと言いながら、これからの世代の成長や教育に本当に向き合おうとしているとは思われません。その一つの頂点は、逆進性の高い消費税を 10%に上げることです。

今年、安倍政権が狙っているのは、憲法 9 条の壊憲（自衛隊の明記⇒自衛隊法の更なる改悪⇒自衛隊の活動分野や防衛省の肥大化⇒その既成事実の積み上げに合せて？憲法 9 条 2 項の削除？…）だけではなく、そのことは憲法 25 条、つまり私たち多くの市民の暮らしを壊すことに繋がることを、もっと多くの人々に訴え、気づいてもらう働きかけがとても大事になります。

3 真に健康で文化的な暮らしは

「個人の尊厳の保障」から

昨年 11 月 3 日、「戦争をさせない・9 条を壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」の主催で、『日本国憲法と個人主義』をテーマに、大阪の弁護士亀石倫子さんの講演と、第二次別姓訴訟の広島原告の恩地いづみさんの特別報告の集まりを持ちました。これまでは、「第九条の会ヒロシマ」や「広島県 9 条ネットワーク」等が共同して行っていた“11.3 憲法のつどい”ですが、さらに連携が広がった「ヒロシマ総がかり行動」の主催に移ったものです。

この集いは、改めて日本国憲法 13 条の「個人としての尊重」「生命、自由及び幸福追求権を、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということを実感できるものとなりました。恩地さんが、自分を大事にして生きて行くための夫婦別姓の実現を求め訴訟の原告になったのは、個人の尊厳について「立法その他国政の上で、最大の尊重」をすることを求めたからであり、まさに憲法を活かすものです。

また、亀石弁護士の講演は、彼女が仕事を辞めて弁護士を目指した思いを原点として、自分が受けた事件について、その事件の本質は何なのか、憲法の定めるプライバシーの保護、職業選択の自由などの基本的人権がどのような歴史的経緯の中で保障されてきたのか、日本だけでなく世界の中でこの問題となっている人権はどのように保障されているのか等を徹底的に調査し、個人の尊厳を守るという視点から弁護活動を組み立てるといったものでした。この「個人の尊厳を守る」という姿勢は、事件の弁護活動だけではなく、私たちの日々の生活の中でも、中でこそ取るべきことだと、我が身を振り返り思いました。

映画「万引き家族」

壊れそうな平屋に住む血縁のない家族。彼らは「祖母」の年金で足りない生活費は万引きして稼ぐ。そんな生活でも、いつも笑いが絶えず仲よく暮らす。ある事件からバラバラに。この映画から見えてくる家族、絆、社会、そして憲法が保障するはずの…



そして、「個人の尊厳の保障」は、日本国憲法が総体として支えるものです。つまり、平和を創出し（戦争放棄）、基本的人権を尊重し、権力の相互チェックを維持し（国会・行政・司法）、地方自治を充実させ、憲法に沿った財政を作ることから生まれるものであり、そこから真に健康で文化的な私たちの営みが実現するものです。

4 私たちも「健康で文化的な暮らし」を目指して

皆さんは、学生の頃から、仕事についてから、退職してから、それぞれの居場所で自分の声を上げてこれ、第二次安倍政権になってからは、街頭に、デモに、集會に、現地に出向いてと何とも忙しい日々を送っていることでしょう。その日々の中で、自分の健康を保ち、文化的な暮らしをすることは至難の業ですが、2017年5月3日の憲法集會にお呼びした講演の講師・清水雅彦さんとお会いした際、映画を出来るだけ観ることにしていると聞き、映画好きの私は強く共感しました。

些か強引ですが、憲法9条を始めとする憲法の価値を訴えるには、私たちが、映画、演劇、音楽、美術、講演、本などに親しみ、自分自身の幅広く豊かな「文化度」を高めることが必要だと思っています。私は、昨年は、本来の弁護士業務と総がかり行動などの合間に、映画は30本、本は約50冊、演劇は2回、講演を聞くのは5回、歌の公演は2回（サム・トゥ・ソリ等）、東京の西洋美術館へ1回、旅行はちょっとだけでした。

映画「否定と肯定」は、アウシュビッツのホロコーストはなかったと主張する学者が、自分を非難する学者を訴えるもの。大江健三郎氏の「オキナワ・ノート」の記述を巡る裁判や、植村隆氏の従軍慰安婦記事の訴訟など日本でも同様の訴訟はありますが、この映画のように、ドラマチックでありながら、歴史を歪曲しようとするおぞましさを正面から描くのは、なかなか日本では観られません。



歴史の掘り起こしで印象的だったのは、三上智恵監督らの映画「沖縄スパイ戦史」（三上監督とA・ビナードさんの対談がセット！この日は、翁長知事の逝去の日でした）、清水潔氏の文庫「南京事件を調査せよ」（現場にいた日本軍兵士の日記などを基に実証）や、中公新書の「日本軍兵士」（吉田裕）です。以前に読んだ「餓死した英

霊たち」（藤原彰・ちくま学芸文庫）と同じように、軍隊を鳥瞰するのではなく、生身の兵隊の実像を丁寧に資料から浮かび上がらせます。最下級の兵士をまさに消耗品としか考えていない思想が、装備がひどい、歯医者がない、戦場で精神を病んだ人の扱いなどに表れていますが、その延長には征った先の人々を人としてみないことが生まれます。



また、元氣と勇気をもたらしたのは、権力に対峙するメディアを描いたアメリカ映画「ザ・ペンタゴン・ペーパーズ」であり、もっと凄いと言うしかないのは、軍事政権下の新聞社の韓国映画「1987、ある闘いの真実」、光州事件の取材に現地に入ったドイツの記者と彼を連れて行って戻ったタクシーの運転手の韓国映画「タクシー運転手」です（主演のソン・ガンホが私の好きな俳優です）。私たちが、マスコミはダメだと言うのではなく、勇気ある記者、ジャーナリストをタクシー運転手のように応援することが必要かなとも。今年中に完成するかは不明ですが、東京新聞の望月衣塑子記者の著書「新聞記者」を基にした映画が製作中だそうなので、楽しみです。これらに刺激され、本棚で埃をかぶっていた昔買った本「ヒトラー独裁下のジャーナリストたち」（朝日選書）を読みかけています。

演劇も、あの「焼肉ドラゴン」の台本・演出の鄭義信の作品でオペラシアターこんにゃく座の『ネズミの涙』・・縁の下のネズミの戦場が舞台のほか、久々に井上ひさし作のこまつ座『マンザナ わが町』を観ました。第二次大戦下の日系アメリカ人の強制収容所を舞台にした、井上ひさし特有の溢れるようなセリフ、どんでん返しに継ぐどんでん返し、そして権力に対する反骨を堪能。

など書き出せばきりがありませんが、90歳代の田舎の母も好きな高田郁さんの文庫「花だよりーみおつくし料理帖・特別編」や、ピアノ調律師の文庫「羊と鋼の森」（宮下奈都）など、気持ちが和らぎ、健康になる本もお勧めです。

5 おわりに

私の駄文より、この100号の他の論考を読まれば、今年の課題がすっきりと見えてきますので、次の頁からは熟読をお願いします。

なお、重ねてのお願いですが、来る2月9-10日に、広島で「第21回 許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集會 in 広島」を開催します。多くの皆さんの参加を得て、今年の活動に向けての智恵と力を結集したいと思っておりますので、宜しくお願いします。

専守防衛を破る海上自衛隊

— 拡大する基地を抱え、呉はどこへゆくのか

平賀紳一（ピースリンク広島 呉 岩国）

海上自衛隊呉基地の規模が拡大するのに比例して観光ネタとしての海上自衛隊および旧海軍が大いに宣伝・礼賛され、教育やイベントおよび諸々のグッズなどを通して、市民や観光客との距離が近くなればなるほど、海自隊員の生命の危険が高まり、隊員の家族の心配は深まる・・・という奇妙なことになっているのが、一口で言うところの、表面をはぐって見たところに横たわっている「呉の現状」である。

専守防衛の枠を超える、 護衛艦「かが」「いずも」の空母化

2018年12月18日、「防衛計画の大綱」（2019～2028年。以下「大綱」）、「中期防衛力整備計画」（2019～2023年。以下「中期防」）が閣議決定された。「防衛計画の大綱」はその決定後から10年間の防衛力整備の指針であるが、現在は2013年決定の「大綱」が運用されている最中であり、5年も早く前倒しされたことになる。今回決定の「中期防」では、5年間の防衛費は凡そ27兆4700億円であり、過去最高である。第2次安倍政権になって以来、防衛費は青天井の上昇である。

その「中期防」で、海自最大の護衛艦（実体はヘリ空母）「かが」「いずも」が、ついに、ステルス戦闘機F35Bを搭載し離発着ができるよう甲板に耐熱化改修工事を施すこと — つまり、ヘリコプターだけでなく、戦闘機を搭載する航空母艦＝空母とすることが明記された。1954年の設立以来60年以上、「専守防衛」を旨としてきた自衛隊は、ついに攻撃兵器として、戦闘機を搭載する空母を保有することになるのである。計画では2023年からの運用を目指すという。

米ソ両国を中心とした東西冷戦が終結したのが1989年。30年前である。この時、海自最大の護衛艦は「しらね」「くらま」。基準排水量5200ト、長さは171メートル。ヘリコプター3機を搭載していた。この頃はまだ、海自の海外派兵もなかった。隔世の感がある。艦も大型とは言えず、「専守防衛」の装備として相応な規模であったと思う。

専門誌の記事などによると、海自とアメリカ海軍の合同演習が盛んに実施されているのであるが、それが、例えば「かが」よりも一回り小型のヘリ空母「ひゅうが」「いせ」の甲板にアメリカ軍のオスプレイが離発着するという、「日米合同演習」というよりは「日米混合演習」ともいべき状況なのである。だから、アメリカ軍のF35Bが「かが」「いずも」の甲板に離発着することになると思う。その訓練は必ず実施されよう。当然、「実戦」はそのように想定されているということである。「専守防衛」は一体どこへやら。

呉での「主流的な」動き

いくどか原稿化してきたことだが、呉では2005年4月の呉市海事歴史科学館（以下、「大和ミュージアム」）の開館以来、呉市行政（教育行政を含む）と商工会議所などが強く結びついて、戦艦「大和」建造に象徴される旧海軍と海上自衛隊への礼賛が年々エスカレートさせている。それをさらに「強化」するものとして、2016年4月に、呉、横須賀、舞鶴、佐世保の旧軍港4市が、「日本近代化の躍動を体感できるまち」として、文化庁により「日本遺産」に認定された。呉では17点の建築物や資料が文化財として認められ、「大和ミュージアム」とセットにし、観光ネタとして広くPRされている。2017年4月23日の中国新聞の全面広告に掲載された、当時の小村和年・呉市長の「市長からのひとこと」を以下、引用してみる。「(略) 明治期に海軍鎮守府が置かれ、戦艦大和を建造した呉市は、製鉄、造船業を中心に日本近代化をけん引するとともに、食をはじめとした独自の文化を花開かせた固有の歴史を有します。今もまちにはこうした施設の多くが現役で稼働し、躍動した往時の姿を体感できる、まさにミュージアムタウンです。皆さまには、特徴ある呉の歴史に感動と誇りを感じていただければ大変うれしく思います」 呉市内中学校の歴史及び公民の教科書に育鵬社の教科書採択を「主導」したと言える小村前市長の言葉とはいえ、あまりにも露骨な、恥じらいというものは多少でもないのだろうか？と情けなくなるような文である。旧海軍と海上自衛隊を町おこしの観光ネタとして積極的に利用し、経済活性化をもくろみ、あやかるうとする人たちの思想表現の「頂点」とも言えるであろう。

特に看過できないのは、小村氏の文に限らず、「躍動」という言葉が使われていることである。こともあろうに「躍動」とは何だ、「躍動」とは！！（怒） 明治維新以来の日本の近代化とは、きわめて簡略的に表現すれば、欧米に比肩する帝国主義国家を目指して、天皇を頂点とする国家体制を固め、国民生活を顧みず、近隣諸国および欧米と大戦争を繰り返して東アジアおよび東南アジアを植民地化および領土化し、2000万人以上とも言われる人たちの生命を奪うとともに暮らしを破壊し、しまいには自国民にも300万人以上の犠牲を強いたのがその結果である。呉は海軍の基地として、そこに加担する立場の町だったのである。だからこそ、地方都市としては突出した6回もの大空襲を受けて壊滅したのである。そのような歴史事実を全く無視し、一切そこに向き合おうとせず、市民にも観光客にも全くそのことを伝えようとしていないのである。

この例に象徴されるように、呉では、旧海軍の遺構や海自を「見た目をキレイにして」宣伝し、また、「キレイや正義に



見えているところ」を宣伝し、そこに「楽しさや（飲食物の美味しさ）を（決して忘れずに！）付け加えて、「さあ～呉に来てクレ！」などと積極的PRしているのが現状である。

海自隊員の思い

海上自衛隊も、「親しみやすい」との印象を持たれるよう、にこやかにやわらかく市民や観光客に近寄っている。例えばこの2年、「海自カレーフェスタ」を基地の敷地内で開催し1万人近い入場者を得ている（呉市内の業者も多く参加する）。一般市民に好ましく受け入れられたい海自と、海自を観光ネタにすることによって経済効果にあやかりたい人たちの「もたれ合い」とも言える現状である。

しかし、2015年の「戦争法」制定、相次いで実施される日米「混合」演習、南スーダン派遣陸自に戦闘の危険が迫っていた事実を隠べいた防衛省のあり方、その防衛省でさえ抵抗感を抱くような、首相官邸主導によるこの度の「大綱」と「中期防」の決定と、自衛隊に戦闘の危機が迫っていることは疑いようのない事実である。そんな状況に至っている現在であるが、当事者である海上自衛隊員は普段、どう思っているのだろうか。

かなり以前のもも含めて、私の知己である海上自衛隊員の言葉を、断片的になるが次に紹介したい。

「私の周りには、選挙で政権党に投票する人なんていませんよ」（友人）

「日本のためになら戦って死にますよ。でも、今はアメリカとばかり協力して、アメリカのために（自衛隊が）戦争するようなもんじゃありませんか。アメリカなんかのために死にたくはないですよ」（友人）

「大学生になった息子が、“お父さんは戦争する仕事をしている”と言って、自分から遠ざかっている。“自衛官だからといって戦争したいわけじゃないんだ”と息子には話すのだが・・・」（同級生）

「海上自衛隊は・・・自衛隊だけでは戦争できませんよ。そういう編成になっています。（在日）アメリカ軍がいなければ、戦争なんかできません。現役の時から感じていましたが、退職して学んでみて、一層そのことがわかりました」（OB）

紹介したのはすべて、私がピースリンクとして活動していることを知っている人ばかりである。当然と言えば当然であるが、積極的に戦争を望んでいる人など、一人もいない。他にも、現役でありながら、呉市内の「九条の会」主催の行事に声をかけたら来てくれた人、呉YWCAでのミニ集会に来てくれた人も（かなり昔ではあるが）いる。

私の感覚では、海自隊員の人たちは、平和を望み、戦争に巻き込まれないことを望んでいると同時に、任務をきちんと果たさなくてはならないという思い、あるいは政治的な発言や行動はできないというところに立っている。親しい人には本音らし

きものを話してくれる、という感じである。彼らを含めた、現役自衛官のみなさんの心に響く言葉を日常生活の中で紡ぎ出し、街頭宣伝やボートでのマイクアピールなどを通じて、届けていくことを継続する必要があると思う。

私たちが呉の地でやっていくべきこと

中国新聞の記事に掲載された、呉海上自衛隊協力会・岩沖会長の言葉に注目した。「海自隊員も大事な市民」（11月29日）、「隊員の安全や家族の安心を守るために緊張が高まらない努力もしてほしい」（12月19日）。平和運動の私たちと立場は違うが、訴えてきたことや願うところは重なっている。自衛隊が専守防衛を破る、というより、自衛隊を統制するべきシビリアンであるはずの安倍政権が防衛省をコントロールするどころか、自らエスカレートして自衛隊を戦闘行為に駆り立てる危険性を、海自隊員を支える立場から、若干でも感じておられるのだと思う。海自隊員に生命の危険が迫っていることを感じているのは、当事者である海自隊員、隊員の家族、海自隊員を支える組織、そして平和運動をする私たちであろう。

この文章を書きながら、私たちが呉の地でやっていくべきことを思考した。議論したものではないことをお断りした上でそれを提示し、本稿を終えたい。

- (1) 自衛隊はあくまで「専守防衛」を旨とするべきで、空母保有はそれを明らかに逸脱するものであり、論外であることを主張する。
- (2) 艦艇の大型化を含め、基地の拡大は町の発展にはならない。旧海軍の大きな基地があったからこそ、呉は繰り返して大空襲を受けた歴史を知り、学ぼう。
- (3) 旧軍港市転換法の存在とその効用を継続的にアピールする。
- (4) フィールドワーク案内などを通じて、アジア侵略の歴史と呉のつながりを具体的に示していく。

(2018. 12. 30記)

改憲派、電通使い巨大広告宣伝狙う

— 規制措置ない現行国民投票法 —

考えたくないが、憲法改正の国会発議が成立するとどういふ状況が生まれるのか。国民投票は日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法、2007 年成立、2010 年施行）に基づいて行われるが、どんな問題点があるのか。12 月 2 日、広島市中区の広島弁護士会館で『『国民投票法』学習のつどい』（戦争させない・9 条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委主催）が開かれ、大手広告代理店の勤務経験を持つ著述業、本間龍さんが、電通 1 社独占による圧倒的な改憲派の広告宣伝戦略が展開されるのは間違いなく、対抗する態勢づくりを急ぐ必要があると力説した。これに先立ちヒロシマ総がかり行動共同代表・山田延廣弁護士が、現行法では広告宣伝に対する規制がほぼないこと、最低投票率が決められていないことなど法的な問題点を指摘した。講演要旨は以下の通り＝文中の表やグラフは両氏の配布資料による。

文責・浅川泰生

山田延廣弁護士講演



国民投票法の問題点

憲法 96 条は憲法改正の手続きを定めていて、こう書いてある。「憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない」。これが国民投票になる。そこで過半数の賛成が得られたら、天皇がただちに交付する。こういう 3 段階の仕組みになっている。

憲法改正については、安倍晋三首相がさまざまな発言をしているが、発議するのは国会。内閣総理大臣は蚊帳の外存在だ。それがしゃしゃり出るのは三権分立の枠を超えている。

次に、憲法改正の発議までの問題と、国民投票までの手続きの問題がある。

まず、発議までの流れの中で、主な舞台は憲法審査会。ここが憲法改正原案の発議（提出）をする。憲法や憲法に関連する基本的な法律の仕組みを調査、研究したり、憲法改正原案を審議したりする。それらを経て原案を提出する。だから、基本的には憲法改正案は審査会が提出する。例外があって、国会議員は誰でも発議できる。ただし、衆院で 100 人以上、参院で 50 人以上の賛成が必要になる。この場合、条文が違えば別々に提案する。こうして提案されると、憲法審査会で審議され、過半数の賛成を得られると国会に提案、両議院で

総議員の 3 分の 2 以上の賛成があれば憲法改正発議、国民への提案が行われる。総議員については議論があったが、今は定数を指すと考えられている。ただし、議長は除く。

発議されたものがどうなるかが、次の段階。国会でまず期日の議決を行う。それから広報・周知。どういふ憲法改正法案が出されるか理解できないと投票行動ができない。そこで国会に国民投票広報協議会を設置する。憲法改正の要旨、現行憲法と改正案の対照表を作ったり、それをどのように国民に知らせるかなどを決めたりする。協議会で決められたことが新聞、テレビで広報される。ここでは公平性、内容の明確性が必要で、賛成派も反対派も平等に扱わなければならない。

国会とは別に、国民自身が意見を表明する運動がある。これは原則自由。選挙とは違う。選挙は特定の候補者を当選させるためのものだが、こちらは憲法改正案に賛成か反対か、いろんな活動を通じて勧誘する活動。制約はなく、どの媒体を使ってどれだけ勧誘するかは自由。そこで何が問題になるかは、これから本間さんがお話しされる。

公務員や教員も基本的に制限はない。一つだけ、地位利用による運動、組織的買収などは禁止されている。問題になるのは、学校の先生が、授業でこういう問題があるといった場合に地位利用に当たるかどうか。生徒にきちんと教科として教える場合、いろんな問題点について意見を述べることは見解の表明であって地位利用にはあたらないといわれている。投票日の 2 週間前には期日前投票が始まる。テレビのスポット CM は禁止になる。このころには、投票するためには何をしないとイケないか、大体分かってくる。そんな時にスポット CM を流すと、国民の意識に大きな影響を与える。改憲発議から投票まで 60 日から 180 日と決められている。この間、力の強いところ、カネを持っているところが強力に宣伝活動をやったらどうなるかが大きな問題だ。だいたい政権与党は資金を持っている。そこは本間さんの話を聞いてほしい。

最低投票率は設けられていない。極端に言えば投票率 2 割だと、賛成が 1 割強あれば改憲は成立する。問題だといわれているが、最低投票率を入れない理屈の一つは、憲法にその規定がないから。もう一つの理由は、改憲反対のための棄権呼びかけを助長するからというのがある。そうした運動もあるとは思うが。

賛成票が有効投票の 2 分の 1 を超えれば憲法改正が承認される。もし、手続きに疑義があれば 30 日以内に東京高裁へ提訴できる。ただし、それによって憲法改正がただちに止まるものではない。東京高裁、最高裁で無効が確定して初めて憲法改正国民投票が無効になる。



「電通に操作される
憲法改正国民投票法」

本間龍（ほんま・りゅう）さんプロフィール
著述家。1962年東京生まれ。博報堂で18年間、一貫して営業を担当、2006年退職。広告代理店勤務の経験から広告調査を通じて原発推進勢力とメディアの癒着を追及、原発安全神話の成り立ちを暴く。主な著書に「名もなき受刑者たちへ」（宝島社）、「電通と原発報道」「原発広告」「原発広告と地方紙」（以上亜紀書房）、「原発プロパガンダ」（岩波新書）、「メディアに操作される憲法改正国民投票」（岩波ブックレット）など。

憲法改正は是か非か、最終的には国民の判断だが、その時、メディアがどの程度の影響を与えるか。今日はその話をさせていただきます。

電通にとっての巨大利権は二つある。一つは国民投票。一つは2年後の東京オリンピックだ。東京オリンピックの広告宣伝は電通独占で、広告費だけでも数千億円が電通に入る。国民投票の方法については先ほど山田先生が説明された通りだが、諸外国と明らかに違う点がある。日本の場合は憲法改正のみを対象にしている。EU離脱の賛否を問う国民投票が英国で行われたが、憲法改正ではなかった。イタリアの、上下2院制の見直しを問う国民投票も憲法改正とは関係なかった。欧州では、オーストリアとかスイスとか国民投票を年に1回ぐらいやっている国がある。それらは憲法とは何の関係もない。日本では憲法改正だけが国民投票の対象で、例えば原発廃止国民投票は、今の法律ではできない。

1 巨額広告費を出せる側が有利

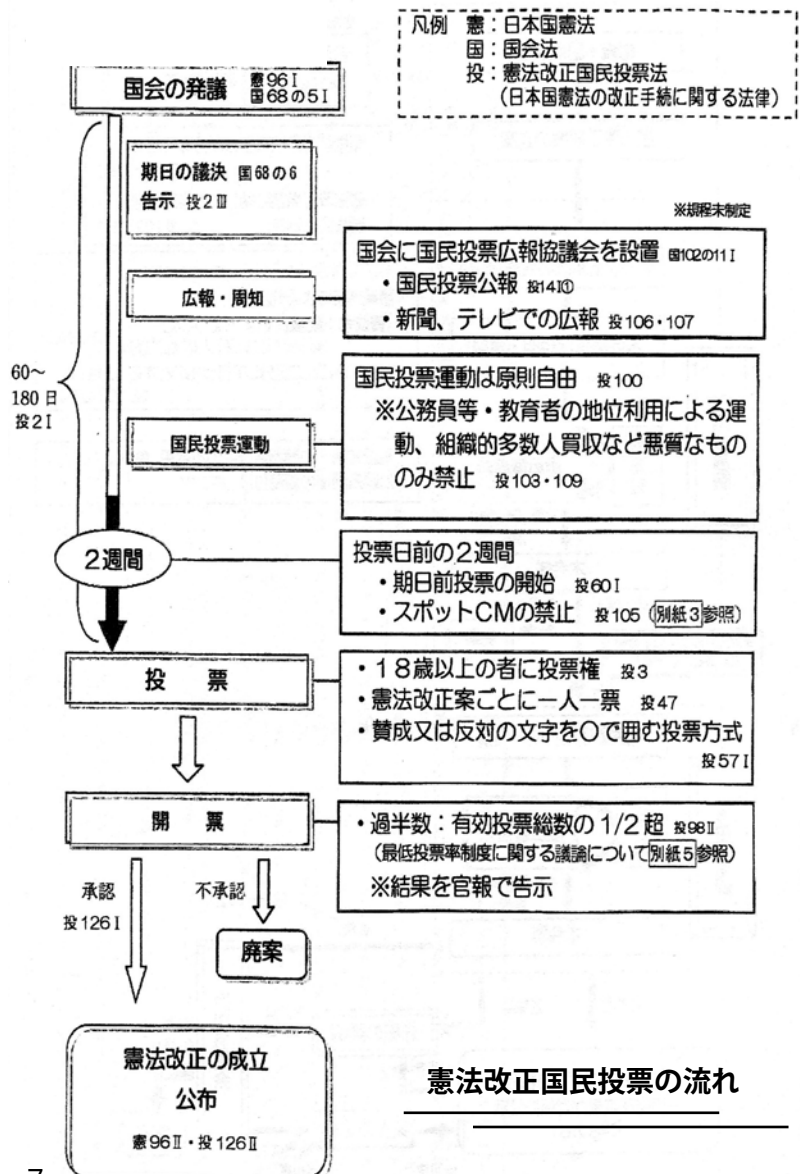
日本の国民投票法は非常に自由な内容で、国民投票運動は何時までやってもOK。選挙運動だと街頭宣伝活動は何時までと厳しい決まりがあるが、国民投票運動は24時間、街宣車を走らせても違反にはならない。個別訪問もOK。運動に使う資金も、上限や報告義務はない。普通の選挙と比べて運動期間が長く、最低で60日、最長で180日。国民の熟慮を求めるといって長く設定されている。だから、例えば米国の防衛産業が改憲派に巨額資金を出したとしても、今は報告の義務はない。規制としては、国民投票運動のスポットCMのみ投票日の2週間前から禁止、というのがただだ。ただ、これも実は「ザル」だ。国民投票のCMは2種類あり、国民投票運動CMは禁止しても、意見表明CMは禁止されない。投票日まで毎日流せる。

広告規制がないから、カネがあれば広告を無尽蔵に打てる。

ということは、カネがないほうは沈黙している、意見を表明していないように思われる。実は企業もそれが怖くて、我先に広告を打っている。消費者の記憶から消えないように。今の世の中、商品の性能は大して変わらなくても、消費者の脳裏から企業名が消えると売れ行きは落ちる。そこで広告を打つが、カネがなければ打てない。

原発をめぐる、こんな事態が起きた。巨額の広告費が投入されると、メディアは広告主に付度し始めた。皆さんだって、カネを払ってくれる得意先と払ってくれない得意先がいたら、払ってくれる方を大事にするだろう。ただ、原発の場合は度が過ぎた。何億円、何十億円と広告費をもらえば、付度の度が過ぎるようになる。

だから、巨額の広告費を用意できる側が圧倒的に有利な状況が生まれる。国民投票が発議され、国民投票広報協議会ができる。○月○日に国民投票だからみなさん行きましょうと広報する。普通の選挙公報と同じ手続きだ。でも、この段階で態度を決める人はそんなにいない。NHK、民間放送、新聞、雑誌、インターネット、そういうところの報道と広報、宣伝活動を見比べて意見や考えを決めるのではないか。ここに集まっている人は、既に投票態度を決めているかもしれない。でも、世の中には態度を決めていない人がたくさんいる。国



2 「態度未決定」の4割がターゲット

では、意見未決定層はどのくらいいるか。2018年5月3日付の毎日新聞に掲載された世論調査結果では、自民党の憲法9条改正案に賛成27%、反対31%で、だいたい3割ずつだった。このほかに「分からない」29%、無回答13%で、合わせると4割くらいいる。改憲派はここをとりに行く。ここにいる人たちの判断基準は小難しい理論ではない。皆さんの中で街頭署名活動をされた方はたくさんいると思うが、そういうときに皆さんを見ないで歩いていってしまう人、この人達こそターゲットだ。この人達を取り込まないと、国民投票では勝てない。

ではそうした広告宣伝戦が起きた時、メディアをコントロールするのは誰か。安倍晋三首相か、官邸か、菅義偉官房長官か。いずれも違う。メディアを制御できるのは①メディアの仕組みに精通している②すべてのメディアに対して優位な地位にある③メディアの弱点を熟知し、それを突くことができる—その存在は、日本では電通と博報堂。この2社だけだ。しかし、私は18年間博報堂にいたから分かるが、割とおとなしい会社だ。あまり政治にコミットしたくないと思っている。民主党・民進党の時代は広告・宣伝を担当したが、それは、自民党の広告・宣伝はずっと電通だったので、民主党・民進党は博報堂と組まざるを得なかったというだけ。一方、電通は圧倒的に戦闘的な会社。儲ければ何をしてもいい。勝てば官軍。

広告代理店とは何をするとところか。まず、広告を作る。それ以外にイベントの立案。東京オリンピックとか、この間決まった大阪万博とか。あれも電通1社の仕事。実は、一番カネになるのは広告枠の確保だ。テレビCMを例に取れば、「サザエさん」とか、いま話題の「世界の果てまでイッテQ!」とかに広告を出したい。広告代理店を通じてテレビ局に申し込む。申し込んだ瞬間、番組の中で優先的にCMを流す権利が確立される。だから、博報堂ではできなかったが電通に頼めばできたという話がいっぱいある。優先権を持っているから。一度でもCM枠を確保したら、その枠をずっと押さえている。例えば「サザエさん」で30秒CM、週1回ということは月に4~5回、これで3億円くらい動く。なんでそんなに高いんだと思うかもしれない。出したがる企業がいるからだ。その枠をいっぱい持っているのが電通だ。

電通は世界一の広告代理店。29年度の売上高が5兆2千億円で、うち3兆円は海外での売り上げ。これは、海外の広告代理店をどんどん買っているから。そうして膨張していく。売り上げは、単体で世界一、グループでは世界4位くらい。国内では圧倒的な存在だ。オリンピック、ワールドカップ、万博、国際陸上、国際水泳、国際競技大会すべて電通の1社独占だ。

電通が自分で発表していることだが、ほとんどの主要メディアの広告シェアが1位。中でもテレビは36.5%で、絶大な力を持っている。日本の広告費における売り上げ高比率が24.4%と知っているが、実際にはほぼ5割だろう。でも、だれも指摘しない。巨大な電通にケンカを売ってもいいことは何も



ないから。もう少し売り上げを見ると、電通が5兆2千億円、博報堂はその4分の1か5分の1くらい。メディアで一番大きな企業はフジテレビで6400億円、新聞社では朝日が4700億円。ということは、売り上げで見れば電通は朝日の10倍の規模を持つ。それなのにあまり知られていないのは、直接モノを売っている企業ではないから。

メディアの広告依存率はすごく高い。新聞の全収入の3~4割は広告。新聞は購読料という収入があるから、広告への依存率が少し低い。テレビ、ラジオは、視聴者はただスイッチを押しているだけでカネはスポンサーが払う。このシステム自体は悪くないが、一つとか二つとか、すごく大きなスポンサーができるか付度するようになる。それが問題だ。

3 メディアへの賄賂としての広告費

広告費は、二つの顔を持つ。一つは皆さんご存知の広告の顔。もう一つは、メディアへの賄賂としての顔。3.11以前、原発ムラといわれていた東京電力などの企業は、朝日新聞集計で2兆4千億円の広告費をメディアにばらまいた。2010年、東京電力の広告費は250億円だった。東電は関東のローカル企業だ。それなのに2010年当時、広告費ベスト10に入るほどの巨額を払った。なぜか。うちに不利になる記事は載せるなよという意味だった。だから3.11以前は、ほとんどのメディアが原発の危険性を指摘する記事を書かなくなっていた。たまに報じると、書いた記者が追放された。なぜか。メディアにとって広告費が欲しかったから。国民投票でも同じことが起きる。

一方的な主張のみがメディアに氾濫する▽片方からの巨額広告費の流入が発生する▽報道番組や紙面の論調に、広告主への付度が発生する—これが恐ろしい。報道番組や紙面にも影響が現れる。広告費をもらっているから批判をやめておこうかと思ってしまう。それが国民投票で起きたら、世論に大きな影響を与える。3.11以前、すべてのメディアはそれをやっていた。しかも、全く反省していない。また同じことを繰り返すだろう。

巨額広告費はメディアの公平性を損なう危険性がある。例えばワイドショーなどでの取り上げ方が不公平になる。どこかの駅の東口で改憲派、西口で護憲派が集会を開いた。テレビ局が取材する。改憲派は5分、護憲派は2分だけ流す。討論番組も、いろんな操作ができる。改憲派が押し込まれたら、会場を映す。護憲派が困ったな、という顔をしたらアップにする。簡単だ。後から何か言われたら、たまたまだ、と言う。もちろんそんなことはない。



新聞は公平性を保てるのか。例えば朝日、毎日、毎日護憲派寄りで見られている。でも改憲派の広告がガンガン載ったら改憲派は批判しないのか。英国の国民投票では新聞本紙をくるむ広告、ラッピング広告というのがいっぱいあった。ただ「YES」と書いてある。翌日には「NO」とラッピングされた。両方からカネをもらっていた。朝日や毎日はそれをやるのか。朝日は1割広告で3500万円ぐらいする。ラッピングだと4倍になるから1億円以上になる。喉から手が出るほど欲しいだろう。でもそれをやったら、紙面で改憲派を批判できなくなるか。もちろん改憲派はそれを狙って広告を出し、批判封殺を狙う。

なんでこの問題、メディアが取り上げないか。電通に逆らいたくない、問題を起こしたくないから。つまり、巨額の広告費が報道を歪める可能性を語りたくない、広告費が国民投票を歪める可能性に言及したくない。この問題はジャーナリストの今井一さん、あと私と井上達夫・東京大教授、堀茂樹・慶応大名誉教授とかで「国民投票のルール改善（国民投票法の改正）を考え求める会」を開いて活動してきた。今井さんから主要テレビ局の報道番組に、広告費が国民投票に及ぼす影響について取り上げてくれといろんな形で求めたが、テレビ局は一度もやってない。

4 電通は「第5の権力」

電通は事実上、テレビ各社の生殺与奪を握っている。私は「第5の権力」と呼ぶ。国家権力は三つに分かれている。司法、立法、行政。これを監視するのがメディアで第4の権力と呼ばれる。そのメディアを凌駕する第5の権力が電通だ。その電通が国民投票で改憲派の広告宣伝を担当する。

今、国民投票を来月やると決まっているとしたら、残念だが改憲派が圧倒的に有利だ。根拠は四つある。①改憲派はスケジュールを握っている②改憲派の中心は政権与党である③改憲派は巨額の資金を調達できる④改憲派の広告宣伝は電通が担当する。もう少し詳しく説明すると、事前にスケジュールを握っていれば動きやすい。国会発議から逆算して準備できる。護憲派は受け身だ。政権与党であれば、当然、国会日程を自由に調整できる。さらに、ほかの野党を引っ張り込むために大臣ポスト、選挙区事情を利用できる。それに、自民党はメガバンクからカネを借りられる唯一の党。なぜか。つぶれないから。野党はつぶれたり、解散したり、消滅したりする。違いは大きい。いざとなれば、自民党は何百億円単位でカネを集められる。神社本庁とか日本会議とか協力団体も多い。一方、護憲派は誰がカネを集めるのか。誰が、さえ決まってない。国民投票を最短60日でやることになったら、カンパを集めているうちに終わってしまう。資金集め一つとっても改憲派が圧倒的に優位だ。

5 改憲派が広告枠独占も

そして、改憲派には電通がついている。何が起きるか。広告枠を占拠できる。テレビシェア4割だから、どんどん確保できる。

CMスポンサーが決まるのは1カ月ぐらい前で、3カ月ぐらい前から仮予約できる。国民投票を来年7月の参院選と一緒にやるとする。ほぼないと思うが、あるとする。最低60日間の国民投票運動が必要だから発議は5月にやらないといけない。発議の翌日から国民投票運動が開始されるが、その時にテレビCMを流すために電通は、2カ月前の3月にCM枠を確保する。でもそれは改憲派CMとはいわず、ダミーを入れておく。国民投票日がずれたら、他のスポンサーを入れればいい。発議された後に護憲派がテレビ局に行っても、深夜3時のCM枠ならありますと、そうになってしまう。

さらにこんなことも起きる。資金力にモノを言わせてタレントを総動員する。性別、年代別に人気のあるタレントを用意する。例えばAKB48が歌って踊るCMを流す。「改憲YES」とは言わない。イメージに影響するから。そこで「YES」という歌、または「賛成」という歌を作る。それが改憲派の広告で流れる。そういうイメージ戦略を展開する。そう言うと、護憲派だって吉永小百合さんとか頼めばいいという声が出る。でも、タレントの契約は皆さんの想像以上に大変だ。有名になればなるほどいろんなCMに出ている。契約書に、例えば政治的な発言を公の場でしないとか、政党のCMには出ないとか、そういう条項を入れていることがある。例えば吉永さんもいろんな広告に出ている。大きいのはJR東日本。もし、先のような条項が契約書にあったら、その契約をホゴにしないと国民投票のCMはできない。ホゴにすれば違約金が発生する。契約金が数千万円としてその約半額、それは護憲派が払うのか。そういう問題が発生する恐れがある。だから、お願いしたらすぐ「OK」と言ってもらえるとは限らない。もちろん逆もある。改憲派の広告に出してほしいといたら政治のCMには出ないと断られるとか。原発の広告もそうだった。東電や関電に頼まれて出ていた人たちもたくさんいるが、出なかった人たちもいる。渥美清さん、高倉健さん。そういうレベルの人は自分の信条で動けるが、ほとんどは事務所の意向が働く。そういう人達を動かせるのは広告代理店だ。

東京メトロポリタンテレビジョン（TOKYO MX）で「ニュース女子」という番組があった。沖縄ヘイト問題で批判され、つぶれたが、この番組はテレビ局ではなくDHCという化粧品会社が作っていた。放送してくれたらカネを出すから、といって持ち込んだ番組。だから内容のチェックがおざなりになった。こういう作り方の番組を改憲派が手掛けることは簡単だ。

では、どんなイメージ戦略を打ってくるか。護憲派に対して懐古的、古い、過去、高齢者ばかり、過去の遺産にしがみつく、こういうレッテルを張ってくる。これに対して改憲派は変革、改革、躍動的、そういう言葉を使って広告宣伝を仕掛けてくる。これに対抗するにはどうしたらいいか。付け焼刃ではできない。さらに改憲派は、運動体としてのかたちが整っている。自民党という中核が決まっている。では、護憲派の中核はどこなのか。改憲派は安倍首相というアイコンが決まっている。これは広告宣伝戦略に

は重要。あす広告を出すとしたら、安倍首相の写真を載せればいい。護憲派はどうか。本当は決まっていけないが、みんな違うことを言うだろう。改憲派は資金力もある。自民党を中心に地方組織も動く。完全にそろっている。でも、護憲派には、これらが一つでもあるだろうか。私にはあるように見えない。

国民投票とはケンカのようなもの。どちらが強い覚悟を持っているか。改憲派も、結構重いものをしょっている。負けたら普通、政権は代わる。英国もイタリアも首相が退陣した。安倍首相がどうするか分からないが、普通は負けたら内閣総辞職か解散総選挙。その結果、選挙で負けたら自民党は下野しないといけない。彼らは負けられない。だからカネをかけて広告宣伝をやってくる。護憲派は負けて誰が責任を取るのか。それに、負けても野党は野党のまま。改憲派は相当真剣だ。

このまま護憲派が何もしなければ、電通による徹底的なメディア支配が起きる。メディアという空中戦の舞台を完全に支配する。地上戦は自民党を中心にした地方組織ががっちりやる。その結果、メディアでもリアルでも改憲派が護憲派を圧倒するだろう。改憲派と護憲派の宣伝戦略の差は、戦時中に、B29に竹やりで対抗しようとしたレベル。どうしてそんなに断定的に言えるのか。例えば今年一番の新製品を出す時、広告宣伝は1年以上前から練る。ネーミング、広告に使う商品の色、どういうメディアを使うか。何回も戦略をプレゼンして練る。国民投票もこれと同じ。新製品の広告宣伝戦略をやる体制をそのまま国民投票に突っ込んでくる。相手はビジネスでやってくる。

では護憲派はどうしたらいいのか。一刻も早く中心、アイコンを決める。政治家なのか、違う人なのか。それに伴ってメディアの広告宣伝を真剣に考える。相手はずっと先を走っている。護憲派は清廉潔白な方が多く、カネの話をしたがらないが、それではいけない。最低限、どれくらいをいつまでに集めたいか。改憲派と同額を集めるのは不可能と思うが、メディア戦略が必要だと分かれば最低限いくらをいつまでに集めなければならない、皆さんよろしくと思う。資金計画は可及的速やかに立てた方がいい。国会議員にもこの話をしているが何も動かない。

欧州諸国は様々なメディア規制を実施している

国民投票におけるメディア規制
○均等配分などの規制あり ×規制なし

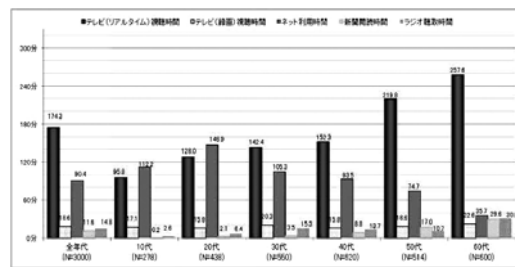
	日本	イタリア	フランス	英国	スペイン	デンマーク
テレビ	×	○	○	○	○	○
ラジオ	×	×	○	×	○	△ ※ローカルのみ許可
新聞、雑誌	×	○ ※新聞のみ	×	×	×	×

6 テレビCMで刷り込み現象

テレビCMが一番危険だ。カネがある方がいくらでもテレビCMを打ててカネがない方は打てない。公平ではない。そこで、土台を公平にしようよという話をいろんなところでしている。スポットCM(15秒)を大量に流すのに2、3億円かかる世界。資金による格差が発生しやすい。テレビがなぜ怖い。家庭では多分つけっぱなしで、見てなくても見たような気になる。お気に入りのテレビCMの音楽だけが頭に残る。国民投票の運動期間中、改憲派CMがガンガン流れる。刷り込み効果が起きる。だから、欧州諸国の多くはテレビCMを禁止している。国民投票の歴史が長い国ほど、テレビCMの危険性を理解している。

最初に、テレビCMは2種類あると話した。国民投票運動CMは投票日2週間前から禁止になる。これは「改憲派に入れてください」「護憲派に入れてください」と言葉に出すCM。しかし、個人または団体、企業が勝手に意見表明するCMは野放しだ。国民投票当日まで流してもいい。CMの最後に私たちは賛成ですとか私たちはYESとか付ける。こちらが大量に出てくるだろう。ローカル局だと地方に影響力を持つ老舗の会社などが打ってくる。このCMが問題だ。

テレビの影響力は大きい 全世代平均でネットの倍の視聴時間



テレビの信頼度は非常に高い 全年代で他媒体より高い数字

		テレビ	新聞	インターネット	雑誌
年代別	全年代(N=1500)	91.0%	67.7%	69.8%	26.7%
	10代(N=139)	92.1%	45.3%	82.0%	21.6%
	20代(N=219)	86.3%	45.7%	87.2%	25.1%
	30代(N=275)	86.2%	50.2%	80.4%	24.7%
	40代(N=310)	89.4%	72.3%	74.5%	25.5%
	50代(N=257)	96.5%	86.6%	63.8%	29.2%
	60代(N=300)	95.3%	89.3%	40.0%	31.0%
インターネット	利用(N=1431)	90.6%	66.6%	72.7%	26.8%
	非利用(N=69)	98.6%	91.3%	10.1%	24.6%

情報源としての重要度 全年代・インターネット利用非利用別（H27）

日本ではテレビの影響力がまだまだ強い。例えば、テレビを1日何時間見ているか。全年代で見ると3時間弱ぐらい。10代、20代はインターネットがテレビを上回っているが、30～60代、みんなテレビの方が長い。60代だと、ほぼテレビしか見ない。総務省の調査ではそうになっている。しかも、テレビへの信頼度が高い。全年代で9割ぐらいが、テレビで流れていることは本

当だと思っている。こんな国は日本だけだ。欧米ではテレビに対する信頼度は5〜6割ぐらい、韓国などは2〜3割ぐらいだ。政変が何回も起きる国はメディアに対して厳しい。

国民投票でイタリア、フランス、英国、スペイン、デンマーク、みんなテレビCMを規制している。影響が大きすぎるから。日本は国民投票を1回もやったことがないので、どうやったらいいかわからない。そういう時に、憲法改正という重要な問題がやってくる。そこで、テレビCMに規制を設けた方がいいと、衆参の憲法審査会会長や民放連に要望書を提出してきた。でも何も動かない。

7 メディアのCM規制は必要

2018年8月29日、国会議員の皆さんにお願いして超党派で「国民投票運動としてのテレビCMに関して公平なルールを求める議員連盟」を作った。今35人ぐらい。野党議員だけでなく、憲法問題に関しては重鎮である自民党の船田元さんに会長になってもらった。自民党は国民投票をやりたくない側だから、阻止するための議連だったら入れないが、国民投票法の不備を正す議連なら入ってもいい。これが船田さんの見解だ。自民党からは船田さんだけ。共産党も現状では入っていない。公明党は考えたいと言っているが入っていない。あと、メンバーは国民民主の桜井充さん、立憲民主の杉尾秀哉さん、山尾しおりさん、真山勇一さん。この議連で民放連を呼んで話を聞いたりしている。

民放連で自主規制してくれるのが一番いいが、そういかなければ法改正が必要だ。国民民主党が次の国会で改正案を出そうとしているが、どうなるか。出しても自民党が賛成しなければ当然通らない。ただ、全野党が乗って議案を出すということなら憲法審査会で話し合いが行われるので、この問題が国民に知れ渡る。でも9月20日に民放連がテレビCMの自主規制はやらないと発表した。表現の自由が保障されているからとか言っ

ているが、要は儲けたい。10月12日に議連が民放連を呼んで自主規制しないかという話もした。その時、僕が提出したテレビCM規制案は三つあった。そのうち、A案は欧州で広くやっている方式。決まった時刻に同じ時間だけ双方のCMを流す。例えば夜の9時に3分ずつとか。他の時間帯は流さない。これなら表現の自由も侵さないし、公平だ。

国民投票はやるのかやらないのか。発議だけでも大変だ。いくつも段階がある。今はどの段階かということ、まだ自民党案すら憲法審査会には出てきていない。来年の参院選で自民党が負ければ改憲派が3分の2を割る可能性もあるから、それまでに何とかしたいのだろうが、あと半年で手続きを全部クリアできるのか。ほぼ不可能だ。でも、安倍首相だから何をするか分からない。いくつもの手続きを数日でやってしまうとか、暴挙をやれば話は別だ。でも普通に考えれば、そんなことをすれば国会は大荒れになる。それが報道される。投票態度を決めていない4割ぐらいの人達がどう思うか。こんな乱暴なことをする改憲派には入れられないと思うか。状況を打破するためには仕方ないと思うか。

どう国民に思わせるかも、実はメディアがどう操作するかによる。常識的には短期間に手続きを進めればもめるから、内閣支持率は下がる。でも、安倍内閣の最大の特徴を思い返してほしい。国会開会中は支持率が下がる。国会を閉じるとなぜか上がる。本当に日本人は優しく、忘れやすい。ということは、強引に改憲手続きを進めて国会閉会時は支持率が下がっても、2カ月間の国民投票運動期間、巨額の広告宣伝費を投入して改憲派=正しいというイメージ操作を電通がやってのける。そんなシナリオを考えていると思う。いろんな選挙データを分析した結果、日本国民は2カ月徹底的に洗脳すればなんとかなる、と考えているかもしれない。そんな相手と闘わなければならないのが国民投票だということを考えていただきたい。



呉教科書裁判 小西洋裁判長不当判決への反論

山川 滋 (教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま)

はじめに

呉教科書裁判は、育鵬社歴史・公民教科書を採択するため、綿密な術策を駆使した悪質な呉市教委の採択過程を分析し告発した裁判である。しかし、広島地裁小西洋裁判長が 2018 年 10 月 30 日に出した判決は、司法の責任を放棄したろくでもない空虚で形式的な判決内容であった。

1 「違反の有無の判断は、市教委の自律的判断に委ねるべし」と市教委の裁量権を拡大解釈した不当判決！

2015 年 7 月採択時に、中学校歴史・公民教科書採択のための調査・研究資料に莫大な水増し・改ざん・誤記があった。その不適正な資料で作成した総合所見（選定資料）による採択は不適正採択であるから無効確認を求めて提訴した。しかし、判決は「却下」であった。理由は、呉市教委の採択は「教科書採択の権限を有する市教委の意思決定過程の内部的手続違反にとどまるから、その違反の有無の判断は市教委の自律的判断に委ねるのが相当と考えられ」として、教育委員会の採択を「違法」とはしないまでも内部的手続き違反程度として、違反を「不問」にしたのである。これは違法事実を精査しないでたため判決である。7 月の採択は無効である。

翌 3 月に「改訂版」の「総合所見」を作成したが、実質「『間違い』は直せていない」ことが無効の理由の 1 つである。その根拠は呉市教委が文科省や県教委や私たちも重要だと考える「多面的・多角的に考える視点」を除外したままの採択だったということである。除外した目的は、呉市教委が育鵬社のような「多面的・多角的」ではない教科書の評価を低くしないためである。

また、7 月採択では育鵬社公民のコラムを全て評価カウントしたが、育鵬社より多数コラムのある他社を全くカウントしないというあり得ない調査研究をしていたのである。このことだけでも、採択はやり直しに値する「看過し得ない瑕疵」という犯罪行為であった。しかし、翌 3 月に「改訂」の調査研究資料と総合所見を作成したが、実質改訂作業を行ったのは専門性のない社会科以外の指導主事であり、専門性を持つ調査員と選定委員に結果の理解を取っただけであるから手続き自体が規程違反である。改訂評価も、育鵬社の評定を 1 位から下げないために、育鵬社のつまらないコラムを残したまま、2 位の東京書籍以下の教科書の優れているコラムのカウントを少なくして、結果的に育鵬社を 1 位にする「偽造改訂」をしていたのであるから、3 月には治癒（改訂版総合所見の不正を完全に直すこと）どころか、いっそう不正の上塗りの「検証」をしたのである。以上のことは、裁判所に準備書面や口頭で詳しく噛んで含めるように説明したが、恐らく教科書採択の仕組みを理解できてい

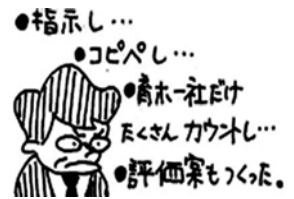
ないのであろう。あるいは、「教科書採択は無効」などと日本初の判決を出すと、再採択作業という「おおごと」となり文科行政を混乱させた小西洋裁判官は昇進の道を閉ざされる・・・など、公私の利害を計算して公正・正義を捨てた不当判決を出したに違いないと思わざるを得ないのである。

2 「調査・研究委員に任命されていないから違反とは認められない」えー??? 任命されてなかったら、実質重複行為をしてもいいのー???

当時の選定委員・小山指導主事が、呉市教科書採択規程に『調査・研究委員は選定委員会の委員と重複することはできない』と明記されているにも関わらず、陳述書や証人尋問で、自分自身が調査・研究委員会に出席して実質調査・研究委員の作業を行い、実質重複していることを生々しく述べている。

(陳述書) …視点②…の調査・研究が予想以上に進んでいないことが分かりました…人物のリストアップについては、手伝わざるを得ませんでした。作業の仕方について……人物をリストアップしました。…東書の次は、家に持ち帰っていた教科書の中から…同様のやりかたでリストアップしました。…コピーして貼り付け、…コピーペーストして紙媒体に打ち出し……。多くの間違いを発生させることになってしまいました。

これではだれがどうみても「重複」しているとかいえないであろう。しかし、小西洋裁判長の判断はこうである。



(判決文) 調査・研究委員に任命されていないから違反とは認められない。

広島県採択基本方針には『採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。』と明記してある。呉市教委の『採択規程』には「採択の公正を期すため」とは書かれていない。しかし、呉市教委は県教委の基本方針を踏まえて規程を作っている限り、「重複禁止規定」の目的はあくまでも「採択の公正を期すため」でしかありえない。では、「公正を期す」とは具体的にどのような不公正が生じることを予想しているのかというと、調査研究への選定委員の介入を排除するためである。外部からの介入を排除するために呉市教委は採択に当たって採択規程に「調査・研究委員会」「選定委員会」「教育委員会」を設定し、それぞれ独立した役割分担を決めている。

「独立した役割分担」を設定しているのだが、呉市教委の「指導主事」の位置づけは奇妙である。採択規程に「選定委員（指導主事を含む）は調査・研究委員と重複しない」としながらも、

『調査・研究要項』に、次のように書き、実質重複させていた
のである。

指導主事は、担当教科の部会に参加し、指導・助言を行う。

また、呉市教委が意図的に重複禁止規定を破り、積極的に実
質重複をさせるようにしていた次の事実を私たちは明らかにし
た。それは、2001年にさかのぼる。当時は、以下の規程であった。

調査・研究委員会は、部会に所属し、部会ごとに代表者を定め、
指導主事は、部会の指導、助言をするものとする。

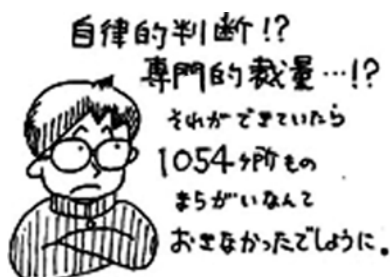
しかし、2001年に県教委が出した『教科書採択の在り方につ
いて（提言）』の主旨を踏まえて呉市教委が検討した結果、
以下のように変わった。

調査・研究委員は部会に所属し、部会ごとの代表者を決める。
この場合において指導主事は部会の指導・助言を行うものとする。

「この場合において」というのは、誰がどう読んでもその前
の「部会ごとの代表者を決める」場合においてとしか読むこと
はできない。しかし、小西裁判長の解釈は違ったのである。

改正に際し、特に、指導主事の権限を、代表者を定めること
のみに限定すると審議はなかったことが認められる。したが
って、従前の指導主事の権限を縮小する趣旨の変更があった
とは解されない。

しかし、2001年5月8日から23日の間に審議はあったの
である。最終的に「この場合において」を加筆したのは教育委
員会ではなく総務部総務課文書法規係の担当者であった。採
択規程改正の理由は「『教科書採択の在り方について（提言）』
を受けて、専門的な教科書研究の充実、適正且つ公正な採
択の確保…を行うため。」だから、もしも「この場合において」が
無ければ「提言」の示す「適正且つ公正な採択の確保」に違反する。
そこで、法規係が「この場合において」をいれて、指導主事
の関与を「部会ごとの代表者を決める」場合に限定して、法的な
ハードルをクリアしたのである。しかし、呉市教委はなんと
しても選定委員である指導主事を調査・研究委員会で指導・
助言させたいがために、「この場合において」を「部会代表者
を決める」場合だけでなく、部会そのものを指導・助言させる
ことができると拡大解釈し、2001年に規程の改定をしたにもか
かわらず、更に調査・研究要項まで勝手に作り、従来通り指導
主事に不正な重複業務を積極的に行わせてきたのである。



3「呉市教委が購入した教員用教科書・指導書の購入費
の支出は、単なる費用の支出で、行政処分にあたらない」
という「逃げ」の法解釈では、教委の不正行為を暴くこ
とはできない！

判決要旨は「行政処分とは、行政行為によって、直接国民の
権利義務を形成し又はその範囲を確定することをいうが、本
件教科書採択は、呉市立中学校で使用する教科書の採択行為に
すぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定す
ることが法律上認められているものとは認められない。」とい
う。しかし、教科書採択により使用が確定した教科書によって
生徒がいかなる教育を受けるのかが定まり、その内容によっ
て直接国民の権利義務、とりわけ幸福追求権（憲法13条）の
範囲を形成する教育行政行為であるという処分と考えるべき
ものである。教科書の中味の違いで形成される意識が異なり、
生徒の幸福追求権が阻害される例を紹介する。

ある日本人女性は、韓国人男性と結婚しソウルに住みはじめ、
夫の親族から「日本人植民地支配の歴史を忘れている」と言
われた。それに対して女性は「韓国人はしつこい」と思うよ
うになり、歴史観の違いで言い争いが絶えなくなった。そ
こで日本近代史を学び直したところ、中学校時代の社会科の
教科書で日韓の歴史の事実を教えられなかったことに気づ
き、話し合え合い関係を作り直すことができた。

教科書により「大東亜戦争は、欧米の植民地支配からア
ジアを解放する大東亜共栄圏を建設する戦争だった」（育
鵬社）というものや「アジア太平洋戦争は東南アジアから
人々を労務者として集め、飛行場建設などの肉体労働に
駆り立て・・・各地で抗日・独立運動が起きた・・・」
（学び舎）のように、教科書により記述の質の違いが大
きくあり検定を通ったとはいえその内容によりアジア
の中での生徒の幸福追求権が阻害されることになる。
従って、教科書採択行為は単なる費用の支出ではなく、
生徒の幸福追求権を左右する行政処分であることを小
西裁判長は深く考えるべきであった。市民の幸福を考
えない思慮のない裁判官である。



おわりに

採択には前市長による意向や介入があると考えざるを得ない。
11月13日（火）広島高裁に控訴し、地裁不当判決をはねのけ、
政治による教育支配を呉市から排除するための裁判を続ける。
今後のご支援をお願いしたい。

「ノーニュークスアジアフォーラム 25 周年フィリピン」参加報告

渡田正弘 (上関原発止めよう! 広島ネットワーク)

11月12日～15日にフィリピンのマニラとバターン地区で開催された25年目の「ノーニュークス・アジアフォーラム」(以下NNAF)に参加したので報告します。NNAFの目的は、アジア地域において原発問題に関する情報を交換・共有し、参加各国の現地キャンペーンを支援することです。フォーラムはほぼ毎年開催され、各国の仲間が集まる民衆運動ネットワーク会合。

フィリピンでの開催は1997年に続き2回目。海外参加者は、日本の13名をはじめ、韓国、台湾、インド、トルコ、ベトナムから合計約30人。フィリピン国内からの参加者を含めると延べ100人以上。フィリピンは、不屈の民衆運動でフィリピン初の原発である「バターン原発」を30年以上一度も稼働させていない原発稼働ゼロの国です。

1、NNAF 国際会議 (フィリピン大学構内)

基調講演をローランド・シンブランさん(フィリピン大学教授、米軍基地撤去の根拠となった反核憲法制定に貢献)が行う。テーマは「核のない未来に向けて民衆連帯を強める」。

マルコス軍事独裁政権に対し果敢に闘った民衆革命の流れの中に反原発運動を位置づけ、1987年に制定された反核憲法の存在を強調。原子力マフィアに対抗する国際的連帯活動の大切さを訴え、NNAFの運動を持続・発展させよう、と結んだ。

=各国の状況報告=

▼韓国 活動家のイ・ホンソクさんが報告。①韓国の核産業は、政府の完全な援助の下にスタート。②すべての原発を所有し稼働させるのはKHNP(韓国水力・原子力発電会社)。③2012年にコリ原発でステーション・ブラックアウトが発生。④原発に絡む多くの構造的汚職がある。⑤格納容器に使用された部材の腐食や穴あきなども発覚。⑥文大統領は、原発に反対か推進かを明確にせず。

▼日本 菅波さん(高木仁三郎市民科学基金)が報告。①現在の稼働原発は9基。②新規制基準は十分ではない。③現在の再稼働の動きとして、東海第2原発、島根原発、柏崎刈羽原発がある。④運転差止めを求める裁判が各地で行われているが、ほとんどの裁判で住民側が敗訴。⑤福島原発の事故処理は継続中で、汚染水の海洋放出方針が厳しく批判される。

▼福島 大熊町議の木幡ますみさんが報告。ご自身の被災状況を説明し、現政権や自治体による現状を無視した住民帰還政策を強く批判された。

▼台湾 環境保護連盟の劉さんが報告。①3カ所(第1、第2、第3)で6基稼働中、トラブル等がある。約8.4%の発電比率を占める。②第4原発は、2基がほぼ完成していたが、2014年の大規模抗議行動で「稼働・工事凍結」を勝ち取る。③核廃棄物処理問題は未解決。原発敷地内保存も限界。乾式コンテナ貯蔵を模索中だが、根本解決とならず次世代へ。④2025年までの原発廃止条項があるが、推進派による「条項撤廃を求め

る国民投票」(11月24日実施)での巻き返しを懸念(投票結果は、残念ながら成立)。

▼インド 活動家のバイシャリさんが報告。①ジャイタプール原発の建設反対運動は10年を超えた。②今年8月には、抗議行動参加者が自発的に逮捕され収監され、監獄を一杯にする運動「ジェイル・バロー」を実施。③原発建設には多大な費用と時間がかかり、世界潮流から見れば時代遅れ。④建設予定地の下には活断層がある。また周辺地域には、貴重な生態系があり、農業・漁業の盛んな場所。

▼トルコ プナル・デミルジャンさん(日本語も堪能なジャーナリスト)が報告。①南部の地中海沿岸「アックユ」に、ロシア国営企業ロスアトムが建設中。②北部の黒海沿岸「シノップ」に三菱重工などが主導する日仏企業連合が受注(伊藤忠は途中から撤退)。③ブルガリアとの国境付近の黒海沿岸「イイアネダ」(中国の国家核電技術と東芝傘下のウェスティングハウスの事業)を3カ所目の候補地として指名。④シノップ市民を中心に大規模反原発集会を何度も開催。日本政府に対し日本総領事館前での抗議も。⑤エルドアン政権による集会禁止などの弾圧があるが、ひるまない。

▼ベトナム 沖縄大学の吉井美知子教授(夫がベトナム人)が報告。①2011年の福島原発事故後、三重から家族でベトナムへ一時避難するが、日本からベトナムへの原発輸出計画を知り驚愕。②ロシアと日本が原発建設を受注(ニントゥアン第1、第2で各2基)。③様々な問題から建設着工時期が何度も延期され、2016年12月、ついに国会でキャンセルが承認された。理由には、財政難、需要不足、人材不足等がある。④ベトナムは社会主義国で言論の自由は厳しく制限されているが、勇気ある退職後の知識人が反対の声を上げている。予定地住民の少数民族(チャム人)は強く反対。

▼フィリピン 活動家のデレクさんが報告。①ドゥテルテ大統領は、2016年の就任当初は、任期中に原発稼働はないと述べた。しかし、今年11月に原発推進にゴーサインを出す。②ロシアのロスアトムと原子力協力の覚書を締結。③今後は石炭火力による発電割合は増加する。④原発推進政策も進め、「バターン自由港」開発構想を打ち上げる。⑤バターン石炭火力発電所は、現在もひどい大気汚染や自然環境破壊を起こし、住民を皮膚病や肺がんで苦しめ続ける。

報告中のプナルさん(トルコ、左)とバイシャリさん(インド、右)



人望厚きフィリピンの活動家リーダーたち

2、公開フォーラム（フィリピン大学構内）

テーマは「核も原発もない未来に向けて」。フィリピン国内の若者参加者を交えて開催。参加者数は約 50 名。最初に 25 年の歴史をまとめた VTR を上映。若いフィリピン人にとってアジア各国の活発な活動や運動仲間を知るいい材料だ。

次にフィリピンのベテラン活動家コラソン・ファブロスさんが原発を巡るアジアの状況概略を説明。①原子力マフィアが東南アジアを狙っている。②原発建設で深刻な債務問題に直面する。③競争原理が働かず寡占状態で、米国、フランス、ロシア、韓国、日本の原子力企業が進出し、賄賂など裏金も駆使。④使用済み核燃料の処理問題は未解決のまま、と指摘。

【パネル討論1】「原子力の汚れたビジネス」

パネリストは、韓国、福島、台湾、インド、トルコから。原発建設地の状況や反対運動について映像を交え報告。トルコに関しては、日本とロシアが原発輸出を推進し、高コストなど問題山積。チェルノブイリ事故を経験したトルコ市民は大規模な反対運動で抵抗。原発企業は、各国で新自由主義による人権無視・環境破壊の立場でグローバルに事業展開中。

【パネル討論2】「フィリピンのエネルギー開発」

パネリストは、グリーンピース・フィリピン、非核パターン運動などから。現状では、寡占企業による石炭火力発電の割合が高い。パターン石炭火力発電所（サンミゲルが住民を強制移住させ建設、石炭はインドネシアやオーストラリアから輸入）による環境汚染・健康被害（皮膚病や肺がんなど）が深刻な状況を指摘。ここで発電された電気は近くの石油精製企業（サンミゲル）が使用。

【パネル討論3】「再生可能・代替エネルギーへの転換と潮流」

パネリストは、日本、CREST（再生・持続可能エネルギー技術センター）から。フィリピン全体のエネルギー事情を表やグラフで分析。他国との比較も踏まえ、現在も化石燃料依存度が約 75%（2017 年）と高く、転換の難しい現状を説明。

3、パターン現地訪問（石炭火力発電所と原発見学）

早朝 6 時からバスで、パターン地区へ移動。まず、石炭火力発電所に行き、立ち退き強制に抵抗する人たちの住居近くから見学。間近で見ると巨大施設で、異臭がする。周辺住民には肺がんなどの肺疾患や皮膚疾患の健康被害が多発していると聞く。地元住民の方たちから話を聞いた後、昼食を一緒に。

その後、日本軍が“死の行進”を引き起こしたパターン戦場の博物館に行く（小高い山の頂上にあり、大きな十字架スタイルの展望台が目印でフィリピンの歴史的人物像が刻まれている）。日本が侵略し、米軍と戦い多くのフィリピン人も巻き添えにした悲惨な戦争の歴史を学ぶ場所。何とも心が痛んだ。

最後に、主目的であるパターン原発の見学へ。しかし、事前申請したにもかかわらず内部の見学は許可されなかった。ゲート前にはわざわざ大きく『核エネルギーについての事実を学び、真実を発見しよう』と書いた看板が掲げられており、通常は誰でも申請すれば原子炉建屋内部まで入れ、写真撮影も OK なのに。



各国のパネリストたち

4、現地住民との交流

現地 2 日目は、教会施設で地域の人々から長年の運動経験を聞く。マルコス軍事独裁政権の厳しい弾圧にも屈せず、地域ゼネストまで敢行した輝かしい歴史がある。現在の活動は若者が中心となっているが、経験豊富な宗教者、地域リーダーが今も反対・抗議運動を支えている。昼食は地域のおばちゃんたちの手作りでなかなかおいしかった。運動面もおばちゃんパワーがけん引しているようだ。その後、地元活動家の協力で近くの海岸から漁船をチャーターし、海から「パターン原発」を間近で見ることができた。建設後 30 年以上過ぎたコンクリート建屋は薄黒くなっていて。このオンボロ原発は、博物館として永久保存すべきでリニューアル復活させてはならない。

5、わたしたちの課題

私にとっては初のフィリピン訪問。フィリピンは、日本が侵略し軍政を敷き、悲惨な戦争を繰り返した場所。フィリピンをはじめとするアジアの近現代史を学び直し、日本の原発輸出の罪深さに思いを巡らせた。

▼アジアへの原発輸出を阻止

日本の原発企業である東芝、日立、三菱重工は、安倍政権の後ろ盾を得て、インド、ベトナム、トルコへの原発輸出に邁進してきた。台湾にはすでに輸出済み。フィリピンでの原発復活の動きに日本企業も関与か？ 安倍首相による“世界で最も安全な原発を提供できる”という露骨な情報操作が繰り返されている。福島原発事故を起こした日本に生きるわたしたちには原発輸出を阻止する責任がある。

▼日本の原発再稼働も許さない

私は中国電力に対し「上関原発建設」の白紙撤回を求め、広島の間人たちと集会や本社前街頭宣伝、あるいは裁判支援を行っている。また「島根原発」再稼働反対の集会も開催し、島根・鳥取の人たちと連携中。日本での再稼働を粘り強く阻止する事がアジアの人たちの反原発運動を励ますことにもなるのだ。アジアの現地で政府からの弾圧にひるまず闘う人たちのことを思い浮かべながら、電力会社と日本政府に立ち向かいたい。



パターン原発ゲート前で抗議（日本人グループ）

はじめに

現代の日本社会に生きている私たちは、誰しも何らかの形で“生きづらさ”を感じているのではないだろうか。ただ、その“生きづらさ”の内容は一人一人異なっているだろう。生活の苦しさ、家庭の不和、職場の人間関係、将来への不安等々、挙げればきりが無い。だから、その“生きづらさ”を解消しようと思えば、一人一人に異なった処方箋が必要となり、その数は膨大なものになる。とすれば、一人一人に対応しながら、その“生きづらさ”を解消することは大変困難なことに思える。しかし、だからといって投げ出すわけにはいかない。それは私自身も含めて、誰もが自分自身の抱えている“生きづらさ”をなんとかしたいと思っているはずであり、私たちの“生きづらさ”の根源には何か共通する重要な問題があると考えられるからだ。ここではマイノリティの視点から、この“生きづらさ”の根源に何があるのか。そして、“生きづらさ”を解消するためには何が必要なのか。それを考えてみようと思う。

排除の空気

さて、まずは私自身が感じている“生きづらさ”とは何かを考えてみたい。私は日本の高度経済成長が始まろうとする時期に生まれ、裕福ではなかったが、何とか衣食住に困ることなく成長し、バブル崩壊の10年前には正式採用の教員になっていた。その後、37年間教員として働き、現在はアルバイト程度の仕事をしながら、年金生活をしている。そんな私は、バブル崩壊以降の若い世代から見れば、「恵まれている」のかもしれない。だから、何を“生きづらさ”などと言っているのかと批判されそうだが、それでも衣食住の問題とは異なるレベルで、十代後半以降、私はずっと“生きづらさ”を感じてきた。それは被差別部落出身という私の出自に由来する。

十代後半から二十代前半にかけて、私は自分自身とどのように向き合ってきたのか、それは私自身にとっては今も重要な意味を持っている。ただ、その当時私は自らが感じていた“生きづらさ”を自分自身の中に封印していた。自己を社会に向けて開くことができなかつたのである。私は表面的にはマジョリティとして生きていた。その後、教員になって7年目に転機が訪れた。詳細は省くが、私は職場でカミングアウトした。そのこと自体は自分の自由な意志であり、自身の内部に封印してきた思いを解放したという意味で、私の人生にとっては大きな意義があった。その時から私は表面的にもマイノリティとして生きることになる。そして、それまでとは異なる“生きづらさ”を感じるようになった。それは職場での周囲との間に生じる齟齬や周囲と共有していた日常世界に対する“違和感”である。周囲との間に齟齬が生じれば、対話という手段によってその隔たりを埋める努力はする。ただ、それだけでもかなりの労力を使うことになる。しかし、さらに困難だったのは“違和感”に

関わる対話だった。なぜなら、その“違和感”は日常世界の中でマジョリティが作り出す“排除の空気”に由来する“違和感”だったからだ。

現実に露骨な形で排除されれば、それは差別だから抗議できる。それによって職場での人間関係にヒビが入ったとしても止むを得ない。しかし、問題は“排除の空気”である。マジョリティのふとした言動、例えば、日常的な会話、冗談や世間話の行間にマイノリティに対する偏見、“排除の空気”を感じたとしても、それを明確に差別だとは言にくい。言えずに看過しているだけで、十分にいやな気分になるのだが、マイノリティであることをカミングアウトした手前、放置するわけにもいかず、意を決して対話に臨む。すると、「思い込み」「考えすぎ」、挙げ句の果ては「被害妄想」という言葉が返ってくる。これが決定的だ。まさに二次被害である。「言わなければよかった」と後悔するとともに、人間関係の回路が遮断されるのを感じる。

こうしたことはマイノリティであることを自覚している人なら職場や地域でよく経験するのではないか。マイノリティが感じる“生きづらさ”の根源にはマジョリティが無自覚に作り出す“排除の空気”があると私は思う。それは無自覚であるだけに始末が悪く、指摘しなければわからないが、指摘してもわかってもらえない。おまけに、良心的とみられるマジョリティほど指摘されると自己防衛的になる。「差別意識や偏見は持っていない」「マイノリティの友人がいる」は常套句である。マイノリティはこうしたマジョリティの“排除の空気”の中で日々を生きているのである。

対話の可能性

対話がいかに困難であろうとこれもまた放棄するわけにはいかない。放棄してしまえば、現状を容認するだけであり、何も変わらない。私は長い間、全国在日朝鮮人教育研究協議会広島という教員を中心とした任意団体のメンバーとして活動していた。在日コリアンの子どもたちの教育について考え、進路を保障する取り組みを進める団体である。その活動の中で、マスコミにおける差別発言や差別語掲載の問題に取り組んできた。具体的には新聞社やテレビ局、出版社への抗議活動である。1990年代には「言葉狩り」とのバッシングを受けたこともあるが、抗議をしたマスコミのほとんどは真摯に対応してくれた。私たちとの話し合いの場にも出席し、問題の解決に向けて議論を重ねた。そうした中で感じたのは、出席者が一応に“排除の空気”に対して無自覚であることだった。だから、議論は当然、何が差別かというところから始まる。そこを乗り越えることができれば、後はマスコミとしての責任の引き受け方という話になる。

この抗議活動をマジョリティに向けた対話と考えれば、30年近くに渡ってよく継続してきたと思う。この活動を通して実感したのは、対話の必要性はもちろんだが、その前にまずは“声”

を上げることが決定的に重要だということである。昨年から全世界を巻き込んだ「#Me Too」ムーブメントは象徴的である。マイノリティによる「存在の政治」がマジョリティの“排除の空気”を打ち破る重要な契機であることは間違いない。対話の可能性は“声”を上げることからしか生まれない。

一方で、私には無力感もある。カミングアウト以来、“排除の空気”に抗して“声”を上げ、随分と対話も重ねた。その結果、職場の人たちは“排除の空気”を沈黙というベールの向こうに押し込め、私を遠巻きに眺めるといった感じになった。まさに「サイレントマジョリティ」である。私は、たとえば、その沈黙のベールの向こうに“排除の空気”ではなく、個人としての私を排除する空気を感じるようになった。私は職場にある自分の机に座ってしながら、職場の人たちとは異なった空間にいた。それでも、私が「ここにいること」こそが「存在の政治」だと開き直り、定年まで居座り続けた。「#Me Too」を発信してくれる人は現れなかったが、“声”を上げることが対話の可能性を開くことは信じ続けている。

包摂としての共生

人間は社会的動物である。ゆえに、自分を受け入れてくれる社会を必要とする。その最小単位が家族だろう。だから、まずは家族が人間の最初の居場所となる。しかし、人間は成長とともに活動空間を拡大していく。それに伴って、家族以外のところに居場所を見つけることで、自分が社会に受け入れられていることを実感するようになる。

私の場合、十代の半ばで故郷を離れ、二十代を前に広島に定住して以来、今日まで広島で生活している。ただ、新しい家族ができるまでは広島市内を転々としていたし、家族ができてからも何度か引っ越したので、いわゆる地域住民との付き合いはほとんどない。だから、私の生活圏は基本的に職場と家庭である。その職場は、既に述べたように私にとって居場所ではなかった。しかし、幸いなことに、マイノリティへの差別撤廃に関わる活動に参加することで、そこに集う人たちとの関わりやその活動の場が私の居場所となった。そこでは“排除の空気”を気にする必要がなかった。

マジョリティの“排除の空気”の中でマイノリティは、「マジョリティではない」という否定形において自己を自覚させられる。ところが“排除の空気”が存在せず、自己を受け入れてくれる場では「マイノリティである」という肯定形において自己を自覚できる。つまり「自分は自分であっていい」と思えるのだ。それがマイノリティにとっての居場所である。私自身の経験から、また、高校の教員時代に関わったマイノリティの子どもたちが自己否定を自己肯定に転換していく場に立ち会った経験から、明言できる。自己を受容＝包摂してくれる場、それはすなわち共生の場であるはずだ。共生の場には“排除の空気”は存在しない。だから、誰も排除しない。マジョリティに同化することも強要しない。同化とはマイノリティとして存在すること

を許さず、排除と同義である。それは両者が“ともにある”ことにはならない。マジョリティとマイノリティをともに包摂し、ともに存在している場、あるいは状態こそ共生と呼ぶにふさわしいと思う。

おわりに

2018年3月13日、「共生フォーラムひろしま」は広島市からNPO法人の認証を受け、正式に活動を開始した。その設立趣旨は既に公開しているブログや設立記念集会のチラシ、会報の誌上に掲載している。ぜひご一読いただき、私たちの思いを理解していただきたい。

「共生フォーラム」とはマイノリティをはじめとした“生きづらさ”を抱えている人々の居場所という意味を含めた言葉である。その基本になっているのは「誰も排除しない」ということに尽きる。今後は年1回の講演会「共生フォーラム」と年5回の連続講座を開催していく予定である。息長く活動を続けたい。最後にこの文章のタイトルについて一言。「番外編」と名付けたのは、会報に「共生考」と題する連載をしており、その「番外編」という意味を含めたつもりである。もし、この文章を読んで、興味を持たれれば会報の連載を読んでいただきたいと思う。

第1回セミナー



講演：中村一成さん

第2回セミナー 講演：崔博憲さん



荒川純太郎（共生庵 共同主宰者）



共生庵

<私は私のうたを>

栗原貞子

その人はうたった
炎と血と泥のいくさのうたを
それでもこのうたには
ひとすじの希望と
美しいメロディがあった
けれどもとどまってきく人はまばらで
人々は欲望のたぎる
原色の街へ向かって通りすぎた
私は私のうたをうたう
人が踊ろうと踊るまいと
私は私の笛を吹くと
吹きつづけた
とどまってきく人のためにうたい続けた

「産ましめんかな 己が命捨つとも」等々有名な闘う被爆詩人・栗原貞子さん。生誕 100 年を迎えた年に、未発表の詩が発見されたという報道があった。その一つが上記の詩です。「第九条の会ヒロシマ」活動関連や「8.6 新聞意見広告」等の取り組みからご自宅にうかがったこともあり、とても親しみを持たせてもらっていました。豊かな感性と鋭い視点からの詩作は、いつも深く心をうたれるものでした。不屈不変の闘志に特別な思いと敬意を払って注目してきました。

今回発見されたという 1986 年頃の直筆ノートにしたためられていたこの詩を見てすぐに想い浮かんだのは以下の聖書。

今の時代を何にたとえたらよいか。広場に座って、ほかの者にこう呼びかけている子供たちに似ている。

『笛を吹いたのに 踊ってくれなかった。

葬式の歌をうたったのに 悲しんでくれなかった。』

（新約聖書マタイによる福音書 11 章 16 節 -17 節）日本聖書協会 新共同訳

当時のわらべうたを引用してバプテスマのヨハネの「悔い改め」運動にもイエスの新しい「解放の福音」にも関心を示さず、傍観者であった人達を非難しています。

栗原さんは詩人として常にヒロシマからのメッセージを鋭く広く国内外に発信しておられました。今回発見された詩もまた、人が聞こうが聞かまいが、歌い続ける。人が踊ろうが踊るまいが私は笛を吹き続けるという。

昨今、時代が逆行するかのようなあやしげな動きがいろいろな様相を呈している事例には列挙するいとまもない。どれ一つとりあげても複雑に絡む課題に胸が苦しくなります。

何処に真の問題があるのか、どこと関連しているのか、それは何なのかを構造的に鋭く見抜く感性と努力が求められる。

何かを叫ばねば！ 行動を起こさねば！ という思いに駆られる。でもほとんどできないでいる自分の中のいらだちに打ちのめされそうである。

栗原貞子の詩から問われているのは、あなたは言うべきことを言い、なすべき行動の主張をしているのかということである。

心していることは、無理をしないうで、ギアチェンジをして、ゆっくり静かに、歳相応に生きて行こう。謙虚になって、若い人を立てて、自分は後ろに下がって等という思いだ。しかしその根底には「加齢」という名の逃げ口実が潜んでいる事を認めない。同氏が言う「笛をふきつづけ／私は私のうたをうたいつづける」という信念はあるのだろうか。いたずらに悲壮感に苛まれることなく、美しいメロディにのせた「ひとすじの希望」を伝える情熱はあるのだろうか。人が踊ろうと踊るまいと私は私

の笛を吹き続けるならば、きっと幾人かは立ち止まって聞く人がいるという希望や信頼はあるのか……等々。

私にはほんの小さな出来事だったが忘れられない体験がある。第九条の会ヒロシマが生まれて間もないころ、何回目かの「憲法九条を守る新聞意見広告」が出され、早朝の 8・6 平和公園で式典参加者等に入り口で配布していた時の事。「こんな意味がない。紙の無駄使いだ」と受け取りながらはっきりと聞こえる声で私に叫んだ人がいた。次々やってくる人に配布することが先だとその人を見ることもなく、議論することもなくやり過ごしてしまったが、何年たっても腹立たし気なこの声は耳の底に残っている。

私は時折、自らの微弱さとあまりに巨大で複雑な問題の前で無力感に襲われる。その時美しい絵のある小さな本を開く。南アフリカの先住民に伝わる民話「ハチドリのはたとしづく」。

森が燃えていました。

森の生き物たちはわれ先にと逃げていきました。

でもクリキンディという名のハチドリだけは

行ったり来たり、くちばしで水を

一滴ずつ 運んでは火の上に落としていきます

動物たちがそれを見て「そんなことをして

いったい何になるんだ」といって笑います

クリキンディはこう答えました。

「私は、私にできることをしているだけ」

" I am only doing what I can do "



以上見開きでたった 6 場面だけの絵本です。山火事を思わせる真っ赤な背景に描かれたマイケル・N・ヤグラナスの原画は素敵だ。その最後の 6 枚目には、それまで真っ赤だった背景は一転して真っ黒な暗闇に変わります。沈黙の中で「はたとしづく」の水だけを描いています。

鳥の中で最も小さいハチドリの小さなくちばし一滴が、森の火事を消すキッカケになったことを想像させる。そこには一人必死になって水を運んだ姿を見て笑っていた他の動物たちが一斉に動き出したのではないということも考えられます。

またこの真っ黒な背景は誰もが手助けせず、傍観していたためにたった一羽の小さなハチドリだけではどうにもならず森は全焼・全滅したことを象徴するのかもしれませんが。本書の副題に「いま、私にできること」とある。倦まず、諦めず、落胆せず、めげることなく私は私のうたを歌い、笛を吹き続けよう。美しい旋律に希望をのせて憲法九条の輝きに磨きをかけた。

新聞意見広告は、文字通りはたとしづくの人格が集まったもの。ここに集まったものが一人一人「私のうた」をうたい続けるなら、立ち止まる人、仲間に加わってくれる人、友人にこの動きを伝えてくれる人、カンパを寄せてくれる人、等々が少しずつ増えてくるのではないだろうか。夢みて新しい一年を始めたい。何よりも当会会報 100 号記念の次のステップを豊かにしてくれるに違いないと信じて悠々とうたい続けて行こう。

12.8 平和のバナーで原爆ドームを囲もう

リレートーク 弁護士 下中奈美さん



被爆者 小林貴子さん



高校生平和大使 久保田音美さん



12月8日「不戦を誓う日」に、原爆ドームを平和のバナーで囲んだあと、再びドーム前に戻ってみんなで「青い空」を歌い、元気にシュプレヒコールをあげました。



写真提供
岡原美知子さん
森容子さん

活動報告 (第九条の会ヒロシマほか ネットワーク、実行委員会含む)

- 9月 7日(金) 沖縄戦終結の日 映画上映会 辺野古に新基地を作らせない広島実行委員会
- 18日(火) 岩国米軍機を飛ばすな! 地位協定を見直せ! 広島県庁前ヒロシマ女たちの行動→
- 19日(水) 上関原発止めよう! 広島ネットワーク 中電前行動 12時~13時
- 10月 1日(月) 沖縄辺野古に新基地をつくらせない 湯浅一郎講演会
- 3日(水) 日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク水曜街宣 12時~ 本通り電停前
ヒロシマ総がかり3の日行動 14時~15時 本通り電停前&八丁堀福屋前
- 6日(土) 上映会「オレの心は負けてない」慰安婦ネット 14時 ゆいぽーと
- 13日(土) 許すな! 憲法改悪・市民運動全国交流会広島集会相談会 石口法律事務所 9時~
- 17日(水) 上関原発止めよう! 広島ネットワーク中電前行動 12時~13時
第九条の会ヒロシマ世話人会 14時~ 広島国際会議場3F研修室
- 24日(水) ヒロシマ総がかり臨時国会開会日緊急行動 本通り電停前
ピースリンク広島 呉 岩国 呉駅前街宣 17時45分
- 26日(金) 反「原子力の日」キャンドル集会 上関ネット 中国電力本社前 18時~
- 30日(火) 呉教科書裁判 13時10分~ 広島地裁
- 11月 3日(土) 憲法のついで「日本国憲法と個人主義」 亀石倫子弁護士 恩地いづみさん
- 7日(水) 日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク水曜街宣 本通り電停前
- 12日(月) 第九条の会ヒロシマ世話人会① 14時~ 五日市ガスト
- 21日(水) 上関原発止めよう! 広島ネットワーク中電前行動 12時~13時
- 23~25日 「歴史認識と東アジアの平和」広島フォーラム 国際会議場 ダリア
- 25日(日) 女性への暴力撤廃国際デー キャンドル集会 原爆ドーム前 18時半~
- 28日(水) サーロー節子さんの講演と反核シンポ 18時半~ メモリアルホール
- 12月 1日(土) 共生フォーラムセミナー1 マイノリティーを生きるとは 広島国際会議場3F
- 2日(日) 「国民投票法を考える」ヒロシマ総がかり講演会 本間龍さん 広島弁護士会館
- 3日(月) ヒロシマ総がかり3の日行動 17時半~18時半 本通り電停前
- 5日(水) 日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク水曜街宣 12時~ 本通り前
- 6日(木) ヒロシマ総がかり衆院憲法審査会の強行開催に抗議する「緊急街宣行動」
- 8日(土) 平和のバナーで原爆ドームを囲もう ヒロシマ女たちの平和実
- 9日(日) 動かすな! 島根原発広島集会 広島弁護士会館 13時~16時 →
- 10日(月) 中国電力への申し入れ (島根原発動かすな) 9時半 中国電力本店
慰安婦ネット事務局会 18時~ 広島国際会議場3F研修室2
- 12日(水) 上関原発止めよう! 広島ネットワーク中電前行動 12時~13時
- 13日(木) 第九条の会ヒロシマ世話人会②&望年会 14時~ モーツァルト (中島町)
- 15日(土) ピースリンク30年 北東アジアの非核化と日本 湯浅一郎講演 広島市中区福祉
- 16日(日) 第4回個別からカフェ 二宮周平講演会 ハチドリ舎 別姓訴訟応援団 →
- 24日(月) 韓国大法院判決シンポジウム アステールプラザ 14時~ 7階
- 1月 1日(火) 岩国愛宕山座り込み 宮島口シール投票 (広島県住民の会)
- 3日(木) 3000万人署名新春行動 (辺野古埋め立て賛成・反対シール投票と3000万人署名)



女性への暴力撤廃キャンドル集会



慰安婦ネット「岩のように」ダンス



お知らせ

◆学習会～韓国大法院判決から考える～

「戦後処理、日本はどのように解決できるか」

1月14日(月・祝) 14:00～16:30 広島国際会議場3F研修室3

講演1「戦後処理、日本はどのように解決できるか」

講師 小林久公さん(強制動員真相究明ネットワーク事務局次長)

講演2「韓国人被爆者裁判について」

講師 足立修一さん(三菱元徴用工・被爆者裁判弁護団)

主催:日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク

連絡先:090-3632-1410(土井) 資料代:500円(学生無料)

◆完成原稿を一度も稼働させない! フィリピン民衆運動の底力

ノーニュークス・アジアフォーラム in フィリピン参加報告

1月19日(日) 14:00～16:30 広島国際会議場3F研修室2

主催:グローバルイニシアチブを問う広島ネットワーク

連絡先:090-6835-8391(渡田) 参加費:500円(学生無料)

◆戦争をさせない三原市民集会 沖縄を考えるついで

～山城博治さんが語る沖縄の現状と課題～

2月17日(日) 14:00～ 三原市民福祉会館5階 参加費:500円

講師:山城 博治さん(沖縄平和運動センター議長)

主催:戦争をさせない三原市民行動/NPO法人ひかり

連絡先:0848-64-4600(三原地区労働センター)

◆2・11「建国記念の日」を問う広島集会

2月11日(月・休)14時～16時 広島カトリック会館

講師:太田昌国さん(現代企画室代表) 資料代:500円

共催:日本基督教団西中国教会広島西分区

カトリック正義と平和広島協議会 広島市キリスト教会連盟

連絡先:082-281-2828(広島府中教会・三吉)

◆連続講座共生フォーラムセミナー第3回

在日コリアン教員として生きる 一差別の壁を超える一

2月16日(土) 15時～17時 広島国際会議場3階第3研修室

講師:洪厚世(ホンフセ)さん 庄原格致高校教員

参加費(資料代):500円(正会員は無料)

主催:共生フォーラムひろしま

連絡先:メール asyl.kyousei@gmail.com 電話:090-2002-2437笹川

◆九条の会・はつかいち学習会 私の知らなかった日本の歴史

～日本と韓国の中学教科書を読んでみる～

2月24日(日)14時～ 廿日市市民活動センター

資料代:500円(廿日市市住吉2-2-16)

講師:岸直人さん(教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま)

主催:九条の会・はつかいち 連絡先:090-3373-5083(新田)

◆個個からカフェ不安なく違っている社会への一歩

別姓を楽しもう 一裁判書面を読んでみよう一

3月10日(日) 14時～15時半 ハチドリ舎(広島市中区土橋2-43-201)

講師:飯岡 久美弁護士 主催:別姓訴訟応援団

連絡先 onji.nifty.com、082-285-2105(留守電/FAX)

◆子どもたちの未来 ～ひとりひとりが輝く未来のために～

前川 喜平さん講演会

3月30日(土) 13:30 三原市本郷生涯学習センター「にいたかホール」

主催:前川喜平さん講演会実行委員会 連絡:080-4295-6072(橋澤)

事務局から

18年会費、もしお忘れの方はお願い致します～す(…)

・18年会費・カンパを送ってくださった皆さま、有難うございました。私たちは、皆さまのご支援に助けられて頑張っています。ご支援に心より感謝申し上げます。

・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。18年会費がまだの方は引続きご支援くださいますよう、お願い致します。もし間違いがありましたら遠慮なくご連絡ください。

◆第九条の会ヒロシマ総会2019 & 講演会

3月21日(木・春分の日) 広島弁護士会館3F

14時半～ 総会行事

15時～ 講演会

映像をたくさん見せて頂きます
韓国の市民運動に学びましょう

講演:韓国のキャンドル市民革命から東アジアの平和へ

—憲法9条を東アジア化する—

講師:崔真碩(ちえじんそく)さん

プロフィール



広島大学総合科学部准教授。専門は朝鮮文学、朝鮮文化論。

1973年韓国ソウル生まれ、東京育ち。

日本軍「慰安婦」証言映画「終わらない戦争」を教材に使ったことで産経新聞やヘイターに卑劣な攻撃をされた「産経新聞事件」の当事者。度々韓国にも行かれ、文在寅政権を生きみだしたキャンドルデモにも参加。

翻訳書に『李箱 作品集』(作品社)、『ウォンミドンの人々』(新幹社)など。単著に『朝鮮人はあなたに呼びかけている』(彩流社)、詩集『サラム ひと』(夜光社)など。

資料代:500円(障がい者、学生以下無料)

主催:第九条の会ヒロシマ 連絡先:070-5052-6580(藤井)

◆ピースリンク広島・呉・岩国30年シンポジウム

3月3日(日) 13:30～ ビューポートくれ 2階大会議室

横須賀から新倉洋史さん、佐世保から篠崎正人さん

岩国から田村順玄さん、湯浅一郎さん(ピースデポ代表)

主催:ピースリンク広島・呉・岩国 連絡先:090-3373-5083(新田)

◆教科書ネット総会

& ワークショップ「道徳教科書を読んでみませんか？」

3月16日(土) 13:30～ ゆいぽーと研修室3

主催者:教科書問題を考える市民ネットひろしま

連絡先:090-6830-6257(岸)

◆戦争させない・9条壊すな! ヒロシマ総がかり3の日行動

2月3日(日)、3月3日(日)14時～15時(平日の場合は17時半～)

本通電停前 or 福屋前(変更あり要連絡) 連絡先:090-8362-1142(高瀬)

◆広島県北の行動 毎月やっています どうぞご参加ください!

第1、第3(日)17:00～きりり横ゆめマート前 080-5235-7756(塚本)

第2、第4(金)18:00～ さよなら原発デモ 090-2290-5428(菅野)

◆日本軍「慰安婦」問題解決のための水曜街頭行動

原則第1水曜日12時～13時 2月6日、3月6日、4月3日

主催:日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク

連絡先:090-3632-1410(土井)

◆日本軍「慰安婦」問題、国連勧告、MeToo運動-ゆいぽーとパネル展

2月17日(日)～24日(日)13:00(開館時間9:00～21:00)

広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)1階ギャラリー

◆上関原発止めよう! 毎月の中国電力本社前行動

1月16日、2月17日 3月17日(変更あり)12時～13時

主催:上関原発止めよう! 広島ネットワーク 連:090-6835-8391(渡田)

後記

- ・今年は大変な年、2月に許すな! 憲法改悪全国交流会、3月には総会 & 記念講演と大切な集会が続きます。どうぞご参加ください。
- ・2月、北海道からも何人も来て下さるので、西日本の皆さんも!!
- ・安倍首相、年頭所感で言えなくても下関では改憲をのたまう?
- ・いつのまにか100号。皆さんの力作ばかりの原稿に支えられて…
- ・今号は OT さんが骨折で、校正は DK さん。助けられます～
- ・去年は3000万人署名新聞意見広告を2回掲載し、大変お世話になりました。今年も精一杯頑張ります。よろしくお願い致します。